金融資産運用設計

CFP テキスト

Financial Planner

TAC

はじめに

これからＣＦＰ®資格審査試験の学習を始めるみなさまにおかれましては、昨今の社会制度の変化に伴う経済状況の動きについて、日々敏感に察知されていることと思います。また、新しい金融商品やそれらを規制する法律、報道される経済事件等にも強い関心をお持ちのことと思います。自己責任の時代という言葉も使い古され、格差社会という言葉も登場してきましたが、ファイナンシャル・プランナーの中でも特にＣＦＰ®資格取得者には、金融全般に関する知識だけでなく、高い倫理観も求められています。それは、高度なパーソナルファイナンスの知識を自身の資産運用だけに活かすのではなく、その知識を社会全体に還元していくことが期待されているのです。ＣＦＰ®資格取得者への期待や責任がますます高まるなかで、これからこの試験にチャレンジするみなさまにおいても、取得後には高いレベルで活躍されることが望まれます。

その最初のハードルになる試験ですが、本書では、ＣＦＰ®資格審査試験で出題頻度の高い分野に重点を置き、金融経済の基礎知識、関連法規、預貯金等、債券、株式、投資信託、外貨建金融商品、デリバティブ、ポートフォリオ理論など、金融資産に関する高度な知識を身につけられるように構成しています。実際の資産運用における実践書としても活用できますが、本書では「ＣＦＰ®資格審査試験特有の出題傾向」に即した対策を行うことに重点を置いて編集していることが最大の特徴です。ＡＦＰ試験とは異なり、ＣＦＰ®資格審査試験は競争試験になりますから、難問を攻略することに重点を置くのではなく、多くの受験生が正解する基本的な問題を絶対に落とさないことこそが合格するための最大の秘訣となります。

ＴＡＣの戦略においても、出題されるかどうかわからない論点や極端な難問を攻略することに時間を割くのではなく、頻出論点を確実に正解して点数を積み重ねることを重視しています。本書を使用して学習されるすべての受験生の方が、難関資格であるＣＦＰ®資格審査試験を突破されることを心より願っています。

◆◇本教材中のマークについて◆◇

（★なし）（★）（★★）（★★★）

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。

☜ 頻出！

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

◆◇復興特別所得税について◆◇

2013年１月１日～2037年12月31日までの各年の所得税は、所得税額に2.1％が上乗せされます。

〈預貯金の利子〉

20％→20.315％（所得税及び復興特別所得税15.315％、住民税５％）

〈金融類似商品の利息や差金〉

20％→20.315％（所得税及び復興特別所得税15.315％、住民税５％）

18％→18.378％（所得税及び復興特別所得税18.378％）

16％→16.336％（所得税及び復興特別所得税16.336％）

〈株式配当金・投資信託の分配金〉

20％→20.315％（所得税及び復興特別所得税15.315％、住民税５％）

20％→20.42％（所得税及び復興特別所得税20.42％）

〈株式等譲渡益〉

20％→20.315％（所得税及び復興特別所得税15.315％、住民税５％）

目　　次

第１章　経済・金融の基礎知識 …… 1
Theme １　経済指標・景気指標 ★★★ …… 2
Theme ２　金融市場 …… 26
Theme ３　金融政策 ★★★ …… 28
Theme ４　金利変動のメカニズム …… 34

第２章　関連法規 …… 37
Theme １　預金保険制度 ★ …… 38
Theme ２　投資者保護基金 ★ …… 44
Theme ３　金融商品販売法 ★ …… 46
Theme ４　消費者契約法 ★ …… 49
Theme ５　犯罪収益移転防止法 ★★★ …… 51
Theme ６　金融商品取引法 ★★★ …… 56
Theme ７　個人情報保護法 ★ …… 62
Theme ８　国外財産調書制度 ★★ …… 63

第３章　預貯金等 …… 69
Theme １　金利と利回り ★★★ …… 70
Theme ２　利子と税金 …… 76
Theme ３　銀行の商品（ゆうちょ銀行以外）★★★ …… 77
Theme ４　ゆうちょ銀行の商品（郵便局）★★★ …… 82
Theme ５　信託銀行の商品（金銭信託）★ …… 85

第４章　積立商品 …… 89
Theme １　貯蓄型積立商品 ★ …… 90
Theme ２　投資型積立商品 ★★★ …… 93
Theme ３　財形貯蓄非課税制度 ★★★ …… 96
Theme ４　確定拠出年金制度の運用商品 ★★★ …… 101

第５章　債　券 …… 107
Theme １　債券の基礎知識 …… 108
Theme ２　債券の税金 ★★ …… 110
Theme ３　債券の利回り計算 ★★★ …… 111
Theme ４　債券利回りの理論 ★★★ …… 116
Theme ５　債券のリスク ★ …… 122
Theme ６　債券価格とデュレーション ★★ …… 126
Theme ７　債券の売買 …… 130
Theme ８　主要な債券の商品知識 ★★★ …… 133

第６章　株　式 …… 141
Theme １　株式の基礎知識 ★ …… 142
Theme ２　株式取引の仕組 ★★★ …… 144
Theme ３　株式の相場指標 ★ …… 155
Theme ４　株式の投資指標 ★★★ …… 158
Theme ５　株式と税金 ★★★ …… 167

第７章　投資信託 …… 175
Theme １　投資信託とは …… 176
Theme ２　投資信託の分類 ★★ …… 177
Theme ３　投資信託に関する費用 ★★ …… 182
Theme ４　投資信託のディスクロージャー ★★ …… 183
Theme ５　主要な投資信託 ★★★ …… 190
Theme ６　投資信託の運用手法 ★★ …… 195
Theme ７　投資信託の売買 ★★★ …… 199
Theme ８　投資信託と税金 ★★★ …… 206

第８章　外貨建て商品等 …… 211
Theme １　外国為替相場の基礎知識 ★★★ …… 212
Theme ２　外貨預金 ★★★ …… 220
Theme ３　外国債券 ★★★ …… 225
Theme ４　外国株式 ★ …… 229

Theme 5　外国投資信託 ★ …… 231

第９章　その他の金融商品 …… 235
Theme 1　その他の金融商品 ★ …… 236

第10章　デリバティブ取引 …… 241
Theme 1　デリバティブ取引の基礎知識 …… 242
Theme 2　先物取引 ★★★ …… 244
Theme 3　オプション取引 ★★★ …… 251
Theme 4　スワップ取引 ★ …… 275
Theme 5　その他のデリバティブ取引 ★ …… 278
Theme 6　デリバティブ取引の決済損益と税金 …… 280

第11章　ポートフォリオ理論等 …… 285
Theme 1　期待収益率と標準偏差 ★★★ …… 286
Theme 2　投資家の満足度と最適ポートフォリオ ★★ …… 298
Theme 3　資本市場理論 ★★ …… 302
Theme 4　効率的市場仮説 ★★ …… 305
Theme 5　行動ファイナンス ★ …… 306
Theme 6　ポートフォリオのパフォーマンス評価 ★★★ …… 310

索　引 …… 326

Theme 1　預金保険制度　★

1　目　的

預金保険制度は、金融機関が破綻した場合に、預金者の保護を図ることによって信用秩序を維持することを目的としている。

2　預金保険制度の仕組み

預金保険制度は、預金保険法により定められており、政府、日銀、民間金融機関の出資により設立された**預金保険機構**が運営している。預金保険制度には国内の金融機関が強制加入しており、預金をするとその預金には自動的に保険がかかる。したがって、預金者は、特に手続きをとる必要はない。

預金保険料は、各金融機関が預金保険対象預金残高に応じて、毎年、預金保険機構に納付する。なお、全額保護の「決済用預金」と定額保護（元本1,000万円までとその利息の保護）の「一般預金等」とでは預金保護の範囲が異なることから保険料率に格差が設けられており、**決済用預金の方が高い保険料率**となっている。

3　預金者保護の方法

金融機関が破綻した場合の具体的な預金者保護の方法としては、保険金支払方式（ペイオフ方式）と資金援助方式がある。いずれの方式が選択されても、後述する**預金保護の範囲は変わらない**。

なお、**資金援助方式を優先**し、保険金支払方式の発動はできるだけ回避すべきとされている。

(1) 保険金支払＋預金等債権の買取り方式（ペイオフ方式）

預金者への保険金の支払い及び預金等債権の買取りを行う。破綻金融機関が持っていた機能（預金等の受入れ・払出し・貸付・決済サービス等）は消滅する。

(2) 資金援助方式

破綻金融機関の受皿となる救済金融機関に、付保預金（預金保険で保護される預金）等を引き継ぐ方式。救済金融機関に資金援助を行う。破綻金融機関が持っていた機能は継続される。

「ペイオフ方式」による保険金等の支払いについて

１．保険金の支払いの範囲

預金保険制度の対象となる預金等については、１金融機関ごとに預金者１人当たり元本1,000万円とその利息までは、預金者に支払う。また、元本1,000万円を超える部分とその利息、預金保険制度の対象となっていない預金等については、破綻した金融機関の清算による配当に応じて支払われる。

なお、保険金の支払い等にかなりの日数がかかると見込まれるようなときには預金者の当座の生活資金に充てるための仮払金が支払われる。この仮払金は、預金者の普通預金（元本のみ）について、**１口座につき60万円が限度**とされ、後に保険金が支払われるときには、その預金者の保険金額等から仮払金として支払われた金額が控除される。

２．預金等債権の買取り

預金等債権の買取りを行う場合には、預金保険機構は預金者からの請求に基づいて行う。預金者１人当たり元本1,000万円を超える部分及び預金保険の対象となっていない預金等並びにこれらのその利息については、破綻した金融機関の清算による配当に応じて支払われることになるが、通常、配当までには時間がかかることから、その部分をあらかじめ、預金保険機構が概算払率（破産手続きにより弁済可能と見込まれる額を考慮して決定した率）で預金者から買い取ることにより支払う。これを「概算払い制度」という。

概算払額＝元本1,000万円超部分及び対象外預金並びにその利息×概算払率

（破産手続等により回収した額が概算払額を上回る場合）

精算払額＝預金保険機構の回収額－概算払額－回収等に要した額

預金者が保険金を受け取るには、預金者自身が保険金の支払期間内に、預金保険機構に対して**保険金の支払いを請求する**必要がある。

4　預金保険制度の対象となる金融機関

日本国内に本店のある、以下の対象金融機関は、すべて預金保険制度への加入が義務付けられている。なお、それらの海外支店、外国銀行の日本支店は預金保険制度の加入対象外である。

対象金融機関	対象とならない金融機関
・銀行※ （日本国内に本店のあるもの） ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫 ・信金中央金庫 ・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会	・左記金融機関の海外支店 ・外国銀行の日本支店 ・政府系金融機関 ・保険会社 ・証券会社 ・農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等

※　銀行には、ゆうちょ銀行も含まれる

※　**日本国内に本店のある金融機関**であれば、外国金融機関の子会社（外国金融機関の本邦法人）であっても、対象となる。

5　預金保険制度の対象となる預金等（付保預金）

対象商品（付保預金）	対象外商品
・預金（右記の預金を除く） 当座預金／普通預金／通知預金 納税準備預金／貯蓄預金 定期預金／別段預金 ・定期積金 ・掛金 ・元本補てん契約のある金銭信託 （ビッグ等の貸付信託を含む） ・金融債 （ワイド等の保護預かり専用商品に限る） **・上記を用いた積立・財形貯蓄商品・確定拠出年金の運用に係る預金等**	・外貨預金 ・譲渡性預金 ・無記名預金 ・他人名義預金 （架空名義預金を含む） ・元本補てん契約のない金銭信託 （ヒット、スーパーヒットなど） ・抵当証券 ・金融債（左記以外のもの） ・投資信託　など

6　預金等の保護の範囲

・**決済用預金**にあたる預金が**全額保護**される。

・決済用預金以外は、１金融機関ごとに預金者１人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。それを超える部分（および外貨預金とその利息等）については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる。

《決済用預金》

安全確実な決済手段として全額保護される預金のことで、次の３条件を満たしたものをいう。当座預金、無利息の普通預金、別段預金の一部が該当する。

１．**無利息**

２．**要求払い**（預金者の要求に従い、いつでも払戻しができること）

３．**決済サービス**を提供できること（引き落とし等ができる口座であること）

※　決済債務（金融機関が行う資金決済に係る取引に関し金融機関が負担する債務）は、全額保護される。例えば、金融機関が破綻前に顧客から振込みの依頼は受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務などが該当する。

(1) 金融機関が合併等をした場合の特例措置

金融機関が合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合により預金保険制度により保護される預金等の範囲は、**その後１年間に限り、全額保護される預金を除き、預金者１人当たり「元本1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」（例えば、２行合併の場合は、1,000万円×２＝2,000万円）と破綻日までの利息等**となる。なお、この措置は当分の間の特例措置とされている。

(2) 名寄せ

預金保険法では、金融機関に対して、平時より「名寄せ」に必要な預金者データを整備（およびシステムの対応）し、破綻の際には預金者データを遅滞なく預金保険機構に提出することを義務付けている。**名義借りの預金等は、保護の対象外**となる。

金融機関の破綻時には、預金保険機構は金融機関から預金者データを受け取り、預金保険機構が保有するシステムにより名寄せを行う。名寄せは、同一人物かどうかを実質的に判断する。

《名寄せに関する具体的な取扱い》

個人、法人、権利能力なき社団・財団は、個々に「１預金者」として扱われるが、それ以外の団体（任意団体）は１預金者として扱えないため、各構成員の預金等として分割され、各個人の預金等として名寄せされる。

同一の預金者が異なる支店に口座を有するなど、破綻した金融機関に**複数の預金口座を有している場合には、それらを合算する**。

家族名義の預金	名義が異なれば別の預金者として扱われるが、家族の名義を借りたに過ぎないものは**他人名義預金として預金保険の対象外となる**。
会社や法人格を持つ団体の代表者･役員等として名義人となっている預金	当該会社・団体の預金として、個人名義の預金とは別の預金者として扱われる。
個人事業主の事業用の預金	個人事業用の預金と事業主の個人名義の預金等は１預金者の預金等として名寄せされる。
地方公共団体の預金	地方公共団体とそれに属する機関（警察､消防､学校等）も含めて１預金者として名寄せされる。
マンション管理組合の預金	規約等の確認によって法人と同視できる場合は、その団体が１預金者として認められ、それ以外の場合は団体を構成する個人の共有預金とされて、各人の他の預金等と名寄せされる。

《付保預金額の算定》

１預金者の預金等を合算した結果、保険対象預金等のうち、全額保護される預金以外の預金等が元本1,000万円を超え、かつ、複数の預金等が存在する場合、預金保険法で定められた次の優先順位で元本1,000万円を特定する。

① 担保権の目的となっていないもの
② **満期の早い**もの（満期がないものが最優先）
③ 満期が同じ預金等が複数ある場合は、**金利の低い**もの
④ 金利が同じ預金等が複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの
⑤ 担保権の目的となっているものが複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの

なお、**確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等がある場合、付保預金を特定するための優先関係については、加入者個人の預金等が優先される**。

（例）Ａさん（個人）は、破綻したＢ銀行に下記の金融商品を保有していた。預金保険制度で保護される範囲はどうなるか。利息は考慮しない。ＡさんはＢ銀行からの借入れはない。

当座預金	：	500万円
決済用普通預金	：	1,800万円（金利０％）
普通預金	：	200万円（金利0.04％）
スーパー定期預金	：	300万円（20××年５月満期、金利0.25％）
大口定期預金	：	1,000万円（20××年２月満期、金利0.45％）
外貨預金（米ドル）	：	１万米ドル（金利1.00％）

当座預金500万円と決済用預金1,800万円は全額保護。満期のない普通預金200万円と、満期の早い大口定期預金1,000万円のうち800万円が保護。

7　相　殺

預金者が破綻金融機関に対して借入金等を有しているときは、民法および預金規定・借入約定等に基づいて、預金者から「相殺」の意思表示を行うことで、**預金等とこれらの債務の相殺が可能である。**

なお、住宅ローンで相殺の対象となるのは、破綻金融機関自らが貸し出している住宅ローンのみである。また、金融機関等の預金等の支払いの停止を知った後に約定した債務や預金の相殺はできない。

相殺は、資金援助方式および保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。ただし、預金者が預金保険機構に保険金支払いの請求を行った後等は、該当する預金との相殺はできなくなるため、その前に手続きを行う必要がある。

8　農水産業協同組合貯金保険制度

農林中央金庫、農協、漁協、水産加工業協同組合は、農水産業協同組合貯金保険制度に加入している。**預金保険制度と同様の保護**の内容となっている。

Theme２　投資者保護基金　★

1　目　的

投資者保護基金は、証券会社の破綻等の際に、一般顧客に対する支払いその他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的としている。

2　対象証券会社

国内で証券業を営む証券会社（外国証券会社はその在日支店）はすべて、投資者保護基金へ加入することが金融商品取引法で義務づけられている。

3　証券会社が破綻した場合

証券会社は、金融商品取引法により、顧客から預託を受けた有価証券、金銭などを自己の固有財産と分別して保管すること（「分別管理」）が義務付けられているため、万が一証券会社が破綻したとしても、投資者の資産は確実に返還される。しかし、万が一の事故などにより、顧客資産の完全な返還ができない場合、または返還に著しく日数を要する場合は、投資者保護基金が対応する。

保護基金は、破綻証券会社の顧客資産を確認し、証券会社の財産の状況および分別保管の状況に照らして、顧客資産の円滑な返還が困難であるかどうかの認定を行う。問題がなければ破綻証券会社から顧客へその資産が順次返還されるが、破綻証券会社は、返還を円滑に進めるため、金融庁長官の認定、保護基金の決定を経て、保護基金から資金を借り入れることができる（「返還資金融資」）。

一方、顧客資産の円滑な返還が困難であると認められた場合は、保護基金が補償対象債権について補償を行う。

4　投資者保護基金による補償

(1) 補償の対象となる顧客

一般顧客が対象となり、適格機関投資家※、国・地方公共団体、日本銀行、預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構などは対象外である。

※　適格機関投資家とは、証券会社、銀行、保険会社など、有価証券投資に係る専門的知識および経験を有する者として、金融商品取引法に規定する内閣府令で定められた投資家のこと。

(2) 補償対象債権と保護の範囲

一般顧客が証券会社に預けた預かり資産（預り金、有価証券、保証金、信用取引に係る証拠金及び代用有価証券）のうち、円滑な返還が困難であると保護基金が認めるものが補償対象債権となる。

補償支払い額は、補償対象債権の額から、①補償対象債権のうち担保権の目的として提供しているものと、②破綻証券会社に対して投資者が負った債務（借入れなど）を控除した金額となり、**１顧客あたり1,000万円**を限度として、一般顧客の請求に基づき、所定の手続きを経て支払われる。

補償対象が有価証券である場合には、原則として補償を行う旨の**公告がなされた日の最終価格（終値）を基準とした評価額（時価）が金銭**で支払われることになる。

Theme 3　金融商品販売法　★

1　金融商品販売法とは

金融商品販売上のトラブルを防止するため、個人投資家保護を目的として制定された。金融商品販売業者には、商品販売時に商品のリスク等の説明（重要事項の説明義務）及び販売に関わる社内規定の整備や公表が義務付けられている。

2　保護される顧客

個人および事業者（特定顧客を除く）。

3　金融商品販売法の対象金融商品

ほとんどの金融商品が金融商品販売法の対象商品となり、今後新商品が登場した場合には、その都度政令で定める。

対象金融商品	預貯金、金銭信託、投資信託、有価証券、保険、抵当証券、商品ファンド、金融派生商品（デリバティブ取引）、**海外商品先物取引**、**外国為替証拠金取引**、集団投資スキーム持分など
対象とならない金融商品	**国内商品先物取引**、ゴルフ会員権、レジャー会員権など

4　重要事項の説明義務

金融商品販売業者は、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、リスク等の**重要事項の説明を行わなければならない**。

(1)　重要事項とは

金融商品販売法における重要事項とは次の事項等である。

①　信用リスク

金融商品販売業者の業務や、財産の信用状況の変化によっては元本割れのおそれがあることの説明。また、一部の金融商品に関して当初元本を上回る損失が生ずるおそれの説明。

※　信用リスクの程度については、顧客が判断すべき自己責任の範囲となっており、説明義務はない。

②　価格変動リスク

金利・為替・株式相場など市場変動によって元本割れが生じるおそれがある商品の場合は、元本割れがあることと「その直接の原因となる指標」の説明。

※　間接的な原因について、説明義務はない。

③　権利行使期間の制限または解約期間の制限

権利行使期間や解約できない期間がある場合には、その旨の説明。

(2) 説明義務

公社債や投資信託などの募集を行う場合、単に目論見書を手渡すだけでは説明義務を果たしたことにはならない。**「顧客の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的」**に照らして、顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならない。

(3) 重要事項の説明をする必要がない場合

例外的に、次の場合には重要事項を説明する必要はない旨が定められている。

- 顧客が、**金融商品取引法上の特定投資家**の場合
- 顧客が重要事項等についての説明が不要である旨の意思を表明した場合
- 同一顧客に対して、複数の金融機関が同一の金融商品を販売するときに、いずれかの金融機関が重要事項の説明を行っていた場合

(4) 断定的判断の提供の禁止

顧客に対し、金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為はすべての顧客に対して禁止される。

5　損害賠償責任

金融商品販売業者が重要事項の説明義務を怠ったこと、または、断定的判断の提供により、顧客が損害を被った場合には、**顧客は損害賠償を請求できる**。その場合、**元本欠損額が損害額**として推定される。

6　勧誘方針の策定と公表

金融商品販売業者は、金融商品の販売等に係る勧誘を適正に行わなければならない。また、**あらかじめ次の事項について当該勧誘に関する方針を定めて、速やかに、これを公表しなければならない。**

・顧客の投資知識や経験および財産状況に配慮する。
・勧誘方法や勧誘の時間帯などに配慮する。
・勧誘の適正化に配慮する。

7　立証責任

立証責任は**顧客**にある。しかし、顧客は金融商品販売業者が重要事項の説明義務を怠ったことだけを立証すれば損害賠償請求できる。すなわち、顧客の立証責任を金融商品販売業者に転嫁しており、顧客の立証責任の軽減が図られている。

Theme 4　消費者契約法　★

1　消費者契約法とは

消費者と事業者との間で結ぶ全ての契約（労働契約を除く）を対象として「消費者契約法」が施行された。この法律では、消費者と事業者間の契約上のトラブルに関して、消費者の利益の保護を図ることを目的として、契約の取消し、または不当条項の無効が定められている。

※　個人の金融商品の契約に関する問題解決においては、金融商品販売法と消費者契約法の両法を**併用して対処することも可能**である。

2　保護される顧客

個人（事業の契約者を除く）。

3　消費者契約の申込み等の取消し

事業者が行った行為で消費者が誤認または困惑して消費者契約を申し込んだ場合、消費者はその**契約の申込みを取り消すことができる**。ただし、事業者が、消費者に重要事実を告げようとしたにもかかわらず、消費者がそれを拒み、契約の申込みをしたときは、消費者はその契約を取り消すことはできない。なお、取消権には時効があり、誤認に気付いたときから１年または契約締結時から５年で消滅する。

《誤　認》	・不実告知
	・断定的な判断の提供
	・消費者の不利益となる事実の故意による不告知
《困　惑》	・不退去
	・監禁

4　消費者契約における不当条項の無効

消費者契約法では、通常、消費者と事業者との間に情報量および交渉力の格差があることを踏まえて、**消費者にとって一方的に不利な条項（不当条項）がある場合には、その条項を無効としている。**

《不当条項》	・事業者の損害賠償責任を免除する条項
	・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項
	・消費者の利益を一方的に害する条項

5　立証責任

民法の原則どおり原告（**消費者**）に立証責任がある。

《まとめ》消費者契約法と金融商品販売法の比較

項　目	消費者契約法	金融商品販売法
適法範囲	消費者と事業者の間で交わされる契約全般	金融商品販売に関わる契約
保護の対象	個人 （事業の契約者を除く）	個人および事業者 （特定顧客を除く）
法律が適用される場合	・重要な事項に関して誤認させた場合 ・困惑させる行為、不退去、監禁	・重要事項の説明義務に違反した場合 ・断定的判断の提供を行った場合
法律の効果	契約の取消し	損害賠償
立証責任	民法の原則どおり、原告に立証責任がある。	・重要事項の説明がなかったことは原告が証明しなければならない。 ・「説明がなかったためまたは断定的判断が行われたために損害が発生したこと」「元本欠損額が損害額であること」は推定される。
併　用	個人の場合、両法を併用して対処することが可能	

Theme 5　犯罪収益移転防止法　★★★

1　犯罪収益移転防止法とは

2003年１月６日に本人確認法（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」）が施行され、金融機関等に対して、顧客の本人特定事項を確認すること、確認記録と取引記録の作成と保存が義務付けられた。その後、2008年３月に**犯罪収益移転防止法**（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」）が施行されたことに伴い、本人確認法は廃止された（内容は引き継がれている）。この法律は、対象事業者の顧客管理体制の整備を促進することで、対象事業者が**テロ資金供与やマネー・ローンダリング（資金洗浄）等に利用されることの防止を目的**としている。

2　対象となる事業者（特定事業者）

犯罪収益移転防止法では、金融機関等に加え、一定の非金融業者にも取引時確認等を義務付けた。対象となる事業者（特定事業者）と取引は以下のとおり。

特定事業者	特定取引
①　金融機関等	口座開設、大口取引などの金融業務
②　ファイナンスリース事業者	１回の賃貸料が10万円を超えるファイナンスリース契約の締結
③　クレジットカード事業者	クレジットカード交付契約の締結
④　宅地建物取引業者	宅地建物の売買契約の締結またはその代理もしくは媒介
⑤　宝石・貴金属等取扱事業者	代金の支払が現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
⑥　郵便物受取サービス事業者 （いわゆる私設私書箱）	役務提供契約の締結
⑦　電話受付代行業者 （いわゆる電話秘書）	役務提供契約の締結
⑧　電話転送サービス事業者 （2011年改正により追加）	役務提供契約の締結
⑨　士業者 （司法書士、行政書士、 公認会計士、税理士など） ※　弁護士は、日本弁護士連合会の会則で定める	以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地または建物の売買に関する行為または手続き ・会社等の設立または合併等に関する行為または手続き ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理または処分

上記のうち、⑨士業者以外には、「疑わしい取引の届出」も義務付けられている。

3　取引時確認義務等　☜ 頻出！

特定事業者が顧客と特定取引を行う場合、顧客について公的証明書により以下の**取引時確認**を行うことが義務付けられている。

(1) 取引時確認の方法

		個人（自然人）	法　　人
対　象　者		本人（代理人がいる場合は**本人と代理人の両方**）	**法人と取引担当者の両方※**
確認事項	通常の取引	・本人特定事項（**氏名・住居・生年月日**） ・**取引を行う目的** ・**職業**	・本人特定事項（**名称、本店または主たる事務所の所在地**） ・**取引を行う目的** ・**事業の内容** ・**実質的支配者**
	ハイリスク取　　引	通常の取引と同様の確認事項に加え、その取引が**200万円**を超える財産の移転を伴うものである場合には「**資産および収入の状況**」の確認が必要。	

※　国・地方公共団体・国際機関・上場会社については、**取引担当者のみ**について本人特定事項の確認を行う。

個　人	店頭の場合	①　窓口で以下の公的証明書の原本の提示を受ける方法 運転免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート、外国人登録証明書、取引に利用する印鑑の印鑑登録証明書など ②　窓口で以下の公的証明書の原本の提示を受けるとともに、顧客の住居に取引関連書類を書留郵便等で返送する方法 住民票の写し、戸籍の謄本･抄本、外国人登録原票の写し、取引に利用する印鑑以外の印鑑登録証明書など
	郵送、電話、インターネット等の場合	事業者は、公的証明書（上記①②のいずれも可）の原本またはコピーの送付（ＦＡＸも可）を受けるとともに、顧客の住居に取引関連書類を書留郵便等で返送することが必要
法　人	登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示または送付を受けることにより行う	

（参考）改正（抜粋）

＜2013年４月１日全面施行＞

・取引時の確認事項の追加
一定の取引を行う際の確認事項に、本人特定事項に加え、取引を行う目的・職業または事業の内容・実質的支配者（法人）が追加された。

・ハイリスク取引の類型の追加
マネー・ロンダリングに利用されるおそれが特に高い（ハイリスク取引）の類型を定め、厳格な方法による確認の対象とされた。

・取引時確認等を的確に行うための措置の追加
事業者は、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育等の必要な体制の整備に努めなければならない。

・特定事業者の追加
電話転送サービス事業者について、特定事業者に追加された。

・罰則の強化
本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則が強化された。

＜2016年10月１日全面施行＞

・疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備
マネー・ロンダリングに悪用されるリスクに応じて、疑わしい取引の判断の方法が規定された。

・事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充
取引時確認時の措置の実施に関する規程の作成、業務を統括管理する者の選任等、取引時確認等を的確に行うために講ずるよう努めなければならない措置が規定された。

・敷居値以下に分割された取引に対する取引時確認の実施
一回当たりの取引の金額を減少させるために一つの取引を分割したものであることが一見して明らかであるものは、取引時確認を行わなければならない。

・顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法の改正
健康保険証等の顔写真のない本人確認書類を利用して本人特定事項の確認を行う場合には、二次的な確認措置が求められる。

・公共料金等を現金納付する際の取引時確認の簡素化
簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に、公共料金、入学金等の支払いに係る一部の取引が追加された。

(2) 取引時確認が必要となる場面（金融機関等）

①　**取引関係の開始時**（預金口座の開設、信託取引の開始、有価証券の売買、保険契約の締結等）

②　大口現金取引等を行う際（**現金等**による**200万円**を超える取引）

※　トラベラーズチェックによる預金の引出しは現金取引と同様に扱う。

※　既存の口座に入金済みの預金を他行に送金したり、他行から送金を受けたりする場合は取引時確認が必要ない。

③　**10万円を超える現金の振込み**等を行う際

※　税金の納付等については、取引時確認の必要はない。

現金で10万円超の振込	ＡＴＭ	**できない**
	窓口	できる ※　**本人確認書類を提示**のうえ、振り込む。
預貯金口座を通じて10万円超の振込	ＡＴＭ 窓口	できる ※　口座開設時に取引時確認手続きが済んでない場合には、本人確認書類の提示がないと振り込みできないことがある。

④　本人特定事項の真偽に疑い（本人特定事項の虚偽告知・名義人へのなりすまし等の疑い）がある顧客との取引を行うとき

(3) 取引時確認済みの確認

一度取引時確認を行っている顧客は、次回以降の取引の際に、下記の方法で取引時確認済みの顧客であることを確認できれば、再度の確認は必要ない。

①　顧客と面識（確認記録に記録されている顧客であることが明らかであることを確認）

②　顧客が本人であることを示すもの（通帳等）の提示や送付

③　顧客しか知り得ない事項、同一顧客であることを示す事項（口座番号、パスワード等）の申告

ただし、顧客の本人特定事項の真偽に疑いがある場合には、再度の取引時確認が必要である。

(4) 虚偽告知の禁止

顧客が本人特定事項を隠蔽する目的をもって本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用される。

(5) 免責規定

顧客が取引時確認に応じない場合、取引時確認に応じるまでの間、事業者は取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けている。

(6) 疑わしい取引の届出制度

テロ資金供与またはマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引は、「疑わしい取引」として届出の対象となっている。したがって、取引時確認を行わなくてもよい取引であっても、当該疑いのある取引については、届出が必要である。

4　確認記録の作成義務等

事業者は顧客の取引時確認を行った場合には、直ちに取引時確認記録を作成しなければならない。この場合には書面・電磁的記録・マイクロフィルムなどの方法で作成することができる。

確認記録は、口座の閉鎖日等から**７年間**保存しなければならない。

5　取引記録の作成義務等

顧客との間で特定取引を行った場合には、直ちに取引記録を作成しなければならない。しかし、資金の移動を伴わない取引や、１万円以下の資金移動の取引については作成しなくともよい。

取引記録は、取引が行われた日から**７年間**保存しなければならない。

Theme 6　金融商品取引法　★★★

1　証券取引法から金融商品取引法（金商法）へ

証券取引法を改組した「金融商品取引法」が、2007年９月に完全施行され、個別の法律で規制されていた商品や業務が、横断的・包括的に規制されることになった。

その結果、**「金融先物取引法」「投資顧問業法」「外国証券業者に関する法律」「抵当証券業の規制等に関する法律」の４法律を廃止**して金融商品取引法に統合され、全89法律を改正して一部が金融商品取引法に統合された。

なお、金融商品取引法の規制対象となる業者の法律上の名称は**「金融商品取引業者」**とし、取引所の法律上の名称は**「金融商品取引所」**とした。

2　金融商品取引業者の４区分

金融商品取引業者とは、**内閣総理大臣の登録**を受けて金融商品取引業を営む者とされ、その内容によって規制に差異を設けるために、**４種類に区分**されている。

従　来
証券業、金融先物取引業等
商品投資販売業、信託受益権販売業等
投資顧問業等
投資一任契約に係る業務、投資法人資産運用業、投資信託委託業

金融商品取引法上の区分	
金融商品取引業	**第一種金融商品取引業**
	第二種金融商品取引業
	投資助言・代理業
	投資運用業

たとえば、有価証券・デリバティブ取引の販売・勧誘業務を行う**証券会社は「第一種金融商品取引業者」、投資顧問業者は「投資助言・代理業を行う金融商品取引業者」、投資信託委託会社は「投資運用業を行う金融商品取引業者」**となる。

3　業者が遵守すべき行為規制（販売・勧誘ルール）

金融商品取引法では、業者が有価証券・デリバティブ取引の販売・勧誘を行う際の行為規制を整備した。投資性の強い預金・保険（「銀行法」「保険法」で規制）、投資性の強い信託（「信託業法」で規制）、商品先物取引（「商品取引所法」で規制）などの販売・勧誘業務は、金融商品取引法の直接の規制対象とはならないが、基本的に金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されるよう規定が整備された。

①　広告規制

広告その他これに類似する行為をする場合には、金融商品取引業者である旨と登録番号を記載し、リスク情報については、広告で使用される最も大きな文字・数字と著しくは異ならない大きさで記載しなければならない（文字ポイントの指定はない）。また、利益の見込みについて、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させる表示をしてはならない。

②　契約締結前の書面交付義務（取引説明書）

契約締結前交付書面（取引説明書）には、契約の概要、手数料やリスク等を記載しなければならない。特に重要な事項については、12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて明瞭・正確に記載しなければならない。

※　金融商品取引業者が顧客と金融商品取引契約を締結する際には、あらかじめ顧客に対して契約締結前交付書面を交付した上で、**内容の説明**を行わなければならない。

※　贈与や相続による有価証券取得の場合などは、原則として**交付義務はない**。

③　契約締結時の書面交付義務（取引報告書）

取引が成立したときには、遅滞なく契約締結時交付書面（取引報告書）を顧客に交付しなければならない。

④　断定的判断の提供の禁止

将来の価格など確実でない事項について確実であると誤解させる判断を提供することは、禁止されている。

⑤　不招請勧誘の禁止（個人向けの店頭デリバティブ取引全般に適用）

金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問し、または電話をかけて、締結の勧誘をすることは禁止されている。

⑥　顧客の勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止（金融先物取引全般に適用）

顧客が契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することは禁止されている。

⑦　損失補てんの禁止

損失保証、利回り保証、損失補てんの実行は禁止されている。

⑧　適合性の原則

顧客の知識、経験、財産の状況、**契約締結の目的**に照らして、不適当な勧誘を行い投資者保護に欠けることがあってはならない。

4　規制対象となる商品の拡大

(1) 規制対象となる「有価証券」の範囲の拡大（みなし有価証券）

信託受益権全般と**集団投資スキーム持分**を包括的に有価証券と位置づける。集団投資スキーム持分とは、「他者から金銭などの出資・拠出を受け、その財産を用いて事業・投資を行い、当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する仕組みに関する権利」のことである。たとえば、出資・拠出を受けた金銭などを用いて商品投資を行う「商品ファンド」、不動産信託受益権などへの投資を行う「不動産ファンド」、各種の事業を行う事業型ファンドなどが幅広く該当する。

ただし、出資者の全員が事業に関与しているものなどは除かれる。

(2) 規制対象となる「デリバティブ取引」の範囲の拡大

有価証券に関するデリバティブ取引だけでなく、通貨・金利スワップや天候デリバティブ取引などもデリバティブ取引として規制対象となる。

5　特定投資家と一般投資家

金融商品取引法では、投資家を、知識・経験・財産等の属性により、**特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）に区分**し、この区分に応じて業者の行為規制の適用に差異を設けることとした。

特定投資家	①　適格機関投資家など	一般投資家への移行不可
	②　上場企業など	一般投資家への移行可能
一般投資家	③　特定投資家以外の法人 一定の要件に該当する個人	特定投資家への移行可能
	④　③を除く個人	特定投資家への移行不可

移行可能

顧客が特定投資家である場合には、以下（抜粋）のように、情報格差の是正を目的とする行為規制は適用除外とされる。

- 広告規制
- 契約締結前の書面交付義務
- 契約締結時の書面交付義務
- 不招請勧誘の禁止
- 顧客の勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止
- 適合性の原則の遵守　　など

6　「投資運用業」「投資助言・代理業」

投資顧問業の金融商品取引法上の呼称は「投資運用業」「投資助言・代理業」であり、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。

(1) 投資運用業

①　投資一任業務

投資一任契約に基づき、投資者から投資判断や投資に必要な権限を委任され投資を行う。

②　ファンドの自己運用業務

投資者等からの出資等を受け、不動産等を原資産とする金融商品への投資を行うファンドや組合等のファンドの運用を行う。

(2) 投資助言・代理業

①　投資助言業務

顧客との間で締結した投資顧問（助言）契約に基づいて、有価証券など金融商品への投資判断について、顧客に助言を行う。投資判断は顧客自身が行う。

※　投資助言の対象は、有価証券、有価証券関連デリバティブ取引だけでなく、有価証券関連以外のデリバティブ取引にも拡大されている。

②　代理・媒介業務

投資運用業者または投資助言業者と顧客との投資一任契約または投資顧問（助言）契約の締結の代理・媒介を行う。

(3) ラップ口座

ラップ口座とは、証券会社等が顧客と投資一任契約を締結し、資産運用にかかわるサービスを包括（＝wrap）して提供する口座のことである。ラップ口座においては**運用資産残高に応じた手数料**がかかるが、個々の取引ごとに手数料が徴収されることはない。ラップ口座には**ミューチュアルファンド・ラップ**、**コンサルティング・ラップ**の２種類がある。

ミューチュアルファンド・ラップ （投資信託型のラップ口座）	証券会社等が投資信託を選定しサービスを提供する
コンサルティング・ラップ （投資顧問型のラップ口座）	投資運用業者等が投資対象となる商品を選定・運用しサービスを提供する

7　金融商品仲介業（証券仲介業）

金融商品仲介業とは、証券会社等（証券会社または登録金融機関）の委託を受けて、その証券会社等のために、①有価証券の売買等の媒介、②有価証券の募集もしくは売出しの取扱い等を行うもので、2004年４月に創設された。**内閣総理大臣の登録**を受ければ、**個人・法人を問わず**、金融商品仲介業を営むことが可能である。銀行等に対しては、一定の弊害防止措置とともに、2004年12月に参入が解禁された。弊害防止措置には、銀行による貸出を条件とする証券取引の勧誘等の抱き合わせ取引の禁止などがある。なお、金融商品仲介業者は、**複数の証券会社の委託**を受けることもできる。

8　協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

日本証券業協会では、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」や「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」などに係る取得の勧誘等について、自主規制を設けている。以下は主な内容である。

・当該金融商品に係る取得の勧誘の要請をしていない特定投資家を除く個人の顧客に対して取得の勧誘を行う場合には、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した顧客でなければ当該金融商品に係る取得の勧誘を行ってはならない。
・特定投資家を除く顧客と当該金融商品の取得に係る契約を締結しようとするときは、原則として、あらかじめ当該顧客に対して注意喚起文書を交付し、当該金融商品の重要な事項等を説明しなければならない。
・当該金融商品の取得に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が当該金融商品に係る重要な事項等を理解し、自身の判断と責任において取得に係る契約の締結をする旨の確認を得るため、確認書を徴求しなければならない。

9　金融ＡＤＲ制度（Alternative Dispute Resolution）

金融ＡＤＲ制度は、金融商品取引業者等とその顧客とのトラブルを、当事者以外の第三者（金融ＡＤＲ機関）を加えて、**裁判以外の方法**で解決を図る制度のことで、中立・公正、短時間、低コストで、トラブルの解決を図ることができる。以下のような特徴がある。

(1) 金融ＡＤＲ機関（指定紛争解決機関）は、金融商品取引業者等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続きを開始した場合、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができ、当該金融商品取引業者等は、**正当な理由なくこれを拒むことはできない。**

(2) 金融ＡＤＲ機関（指定紛争解決機関）の紛争解決委員が、紛争解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示した場合、原則として、金融商品取引業者等は、**特別調停案を受諾しなければならない**。

(3) 金融商品取引業者等は、指定ＡＤＲ機関がある場合、手続実施基本契約を締結した指定ＡＤＲ機関の商号または名称を公表しなければならない「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者等の場合は、証券・金融あっせん相談センター（ＡＤＲ　ＦＩＮＭＡＣ）である。」。指定ＡＤＲ機関がなく、外部機関を利用する場合には、外部機関の名称などの情報を顧客へ周知・公表することが望ましいとされている。

(4) 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面に、金融ＡＤＲ制度に関する事項を記載するとともに、契約締結前交付書面を顧客に交付する際には、当該事項の説明をしなければならない。指定ＡＤＲ機関がない場合は、契約締結前交付書面に苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する。

10　フィデューシャリー・デューティー

2017年３月に金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」により、フィデューシャリー・デューティーの重要性が高まっている。フィデューシャリー・デューティーとは、他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称である。フィデューシャリー・デューティーの確立・定着のためには、金融機関等が「ルールベース・アプローチ」ではなく、「プリンシプルベース・アプローチ」で対応することが求められる。金融機関等は横並びではなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合い、顧客に各種情報をわかりやすく提供することが必要となる。

今後は、顧客が金融機関を主体的に選択することができるようにするため、金融機関の取り組みの「見える化」することが重要となる。

Theme７　個人情報保護法　★

1　個人情報保護法とは

個人情報保護法の目的は、「個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取扱いのルールを遵守することにより、プライバシーを含む個人の権利や利益の侵害を未然に防止すること」である。実際に発生したプライバシー侵害については、同法ではなく、民法上の不法行為や刑法上の名誉毀損罪等によって図られることになる。

《個人情報等》

2017年５月施行の改正により、従来の氏名・住所・生年月日などの一般的な個人情報のほか、移動履歴・購買履歴など、他の情報と容易に照合でき、それにより特定個人を識別できる情報や、指紋認証データ・顔画像データ・マイナンバー・運転免許証番号などの「個人識別符号」が含まれるもの、人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴などの「要配慮個人情報」も、個人情報に該当するものとされている。

2　個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等を事業の用に供している者とされ、法人に限定されず、営利か非営利かも問われないため、個人事業主やＮＰＯ・自治会等の非営利組織であっても、個人情報取扱事業者となる場合がある。なお、企業は個人データを利用する必要がなくなった場合、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならないという努力義務が定められている。報道活動・著述活動・学術研究・宗教活動・政治活動の用に供する目的であれば、適用除外となる。個人情報取扱事業者の義務規定の抜粋は次のとおり。

- 利用目的をできるだけ**特定**し、利用目的の達成のために必要な範囲内で個人情報を取り扱う。
- 個人情報の取得は適正に行い、取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、本人に**通知し、または公表**を行う。
- 個人データを正確かつ最新の内容に保つ。
- 個人データの安全管理を図り、従業員や委託先を監督する。
- 原則、あらかじめ**本人の同意を得ない**で、個人データを第三者に提供しない。
- 個人情報に対する苦情処理に努め、体制の整備に努める。

Theme８　国外財産調書制度　★★

1　国外財産調書制度とは

国外財産調書制度は、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する者がその保有する国外財産について申告する仕組みとして、2014年１月から施行されている。

2　国外財産調書の提出義務者

その年の12月31日において、その価額の合計額が**5,000万円を超える**国外財産を保有する居住者（「非永住者」を除く）は、その財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、**その年の翌年の３月15日まで**に住所地等の所轄税務署に提出しなければならない。

※　「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間が５年以下である者をいう。

3　国外財産

「国外財産」とは、国外にある財産をいうこととされ、**現金や預金、有価証券、動産などに加えて、不動産も国外財産調書の対象**となる。「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行う。外国株式や外国債券は国外財産に該当するが、**金融商品取引業者等の国内にある営業所等の口座で管理されているものは、国外財産調書の対象外**である。

（例）

①　「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

②　「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

③　「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

有価証券等に係る所在の判定の取扱いを整理すると以下のとおりである。

	国内有価証券等	外国有価証券等
国内金融機関の口座で管理	調書の対象外	調書の対象外
国外金融機関の口座で管理	調書の対象	調書の対象
上記以外	調書の対象外	調書の対象

4　国外財産の価額

その年の12月31日における時価または時価に準ずるものとして見積価額によることとされている。また、邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場によることとされている。

5　措置および罰則

国外財産調書制度においては、適正な提出を促すために次のような措置および罰則が設けられている。

イ　国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が５％減額される。

ロ　国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含む）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除く）が生じたときは、過少申告加算税等が５％加重される。

ハ　故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に虚偽の記載をして提出した場合または国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、**１年以下の懲役または50万円以下の罰金**に処される。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされている。

6　マイナンバー制度

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12ケタの番号のことで、2016年１月から「社会保障」「税」「災害対策」の分野で利用が開始されている。そのため、2016年１月１日以後の金銭等の支払等に係る法定調書から、原則としてマイナンバーの記載が必要となる。証券会社の新規口座（特定口座含む）やＮＩＳＡ口座の開設時には、マイナンバーの提示が義務づけられているが、預金口座にはまだ適用されていない。

7　国外転出時課税制度

国外転出時課税制度は、国外転出（国内に住所および居所を有しないこととなることをいう）をする一定の居住者が、１億円以上の対象資産（有価証券等、未決済信用取引等または未決済デリバティブ取引）を所有等している場合には、国外転出の時に、その対象資産について譲渡または決済があったものとみなして、対象資産の含み益に所得税を課税するという制度である。

確認問題

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

(　　)(1)　預金保険制度は日本銀行によって運営されている。

(　　)(2)　金融機関が破綻した場合の預金保護の仕組みには、保険金支払い方式（ペイオフ方式）と資金援助方式があるが、保険金支払い方式（ペイオフ方式）が優先して選択される。

(　　)(3)　預金保険制度により金融機関破綻時に全額保護される決済用預金とは「無利息」「要求払い」「決済サービスを提供できる」の条件を満たす預金である。

(　　)(4)　保険金支払方式による保護により預金者が保険金を受け取る場合、預金者自身が預金保険機構に対して保険金の支払いを請求する必要はない。

(　　)(5)　外国銀行の日本支店は預金保険制度の加入対象外であるが、外国金融機関の子会社（外国金融機関の本邦法人）であっても、日本国内に本店のある銀行であれば、預金保険制度の対象となる。

(　　)(6)　金融商品販売法の適用対象商品には、金融派生商品（デリバティブ取引）、国内商品先物取引は含まれる。

(　　)(7)　消費者契約法により保護される者は事業の契約者を除く個人であるのに対し、金融商品販売法により保護される者は個人および事業者（特定投資家を除く）である。

(　　)(8)　金融商品販売法では、顧客が重要事項について説明を要しない旨の意思を表明した場合、販売業者には重要事項の説明義務は適用されない。

(　　)(9)　犯罪収益移転防止法では、個人の顧客が他の個人を取引代理人として取引口座を開設する場合には、当該代理人の本人特定事項の確認も行う。

(　　)(10)　金融ＡＤＲ制度では、指定紛争解決機関は、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができるが、それに応じるかどうかは金融商品取引業者等の判断に委ねられている。

(　　)(11)　国外財産調査制度では、発行法人の本店が国外である株式や債券は国外財産に該当するが、金融商品取引業者等の国内にある営業所等の口座で管理されているものは、国外財産調書の対象外である。

確認問題（解答）

(1)　×　預金保険制度は、政府、日本銀行、民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されている。

(2)　×　資金援助方式が優先して選択される。

(3)　○　正しい記述である。

(4)　×　預金者自身が、保険金の支払期間内に、預金保険機構に対して保険金の支払いを請求する必要がある。

(5)　○　正しい記述である。

(6)　×　国内商品先物取引は対象ではない。

(7)　○　正しい記述である。

(8)　○　正しい記述である。

(9)　○　正しい記述である。

(10)　×　指定紛争解決機関は、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができ、金融商品取引業者等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(11)　○　正しい記述である。

Theme １　金利と利回り　★★★

1　金利とは

金利とは、お金の貸し借りが行われた場合に、借りた人が貸した人に支払う「使用料」あるいは「賃貸料」のことをいい、利息、利子と呼ばれる。

利率（年利率）とは、利息を元本に対する年率で表したもので、１年間のお金の使用料の割合のことである。

2　単利と複利

(1) 単　利

当初の元本のみが利息を生み出す。

〈代表的な商品〉

大口定期預金、預入期間３年未満の定期性預貯金（定期貯金、スーパー定期預金、変動金利定期預金など）、利付国債、利付金融債など

【税引前の元利合計】

元本×（１＋年利率×預入年数）

【税引後の元利合計】復興特別所得税を考慮しない

元本×（１＋年利率×0.8×預入年数）

（例）100万円を年利率５％の金融商品（単利）に３年間預け入れた場合、次の元利合計はいくらか。復興特別所得税を考慮しない。

① 税金を考慮しない元利合計
100万円×（１＋0.05×３年）＝115万円

② 税引後の元利合計
100万円×（１＋0.05×0.8×３年）＝112万円

(2) 複　利

一定期間ごとに支払われる利息を元本に含め、これを新しい元本として利息を計算する。利息が再投資されるため、利息が利息を生み、単利よりも大きく増える。

利息が元本に加えられる期間によって、１年複利、半年複利、１ヵ月複利の３種類に分けられる。

〈代表的な商品〉

１ヵ月複利：ＭＭＦ、中期国債ファンド、ＭＲＦ、外貨建てＭＭＦなど
半 年 複 利：**定額貯金、預入期間３年以上の定期貯金、**預入期間３年以上のスーパー定期預金・変動金利定期預金（個人利用）など
１ 年 複 利：**期日指定定期預金**、長期公社債投資信託（複利型）など

【税引前の元利合計】

１ 年 複 利　元本×（１＋年利率）^{年数}

半 年 複 利　元本×$\left(1+\frac{年利率}{2}\right)^{年数\times 2}$

１ヵ月複利　元本×$\left(1+\frac{年利率}{12}\right)^{年数\times 12}$

【税引後の元利合計】復興特別所得税を考慮しない

１ 年 複 利

【利払ごとに課税】　元本×（１＋年利率×0.8）^{年数}

【満期時一括課税】　元本＋｛元本×（１＋年利率）^{年数}－元本｝×0.8

半 年 複 利

【利払ごとに課税】　元本×$\left(1+\frac{年利率}{2}\times 0.8\right)^{年数\times 2}$

【満期時一括課税】　元本＋｛元本×$\left(1+\frac{年利率}{2}\right)^{年数\times 2}$－元本｝×0.8

（例）100万円を年利率５％の固定金利商品（１年複利）に３年間預け入れた場合の元利合計はいくらか（税金は考慮しない）。

100万円×（１＋0.05）^{3年}＝1,157,625円

（例）100万円を年利率５％の固定金利商品（半年複利）に３年間預け入れた場合、次の元利合計はいくらか（円未満切捨て）。復興特別所得税を考慮しない。

①　税金を考慮しない元利合計

$$100万円\times\left(1+\frac{0.05}{2}\right)^{3年\times2}\fallingdotseq1,159,693円$$

②　利払ごとに課税される場合、税引後の元利合計

$$100万円\times\left(1+\frac{0.05}{2}\times0.8\right)^{3年\times2}\fallingdotseq1,126,162円$$

③　満期時一括課税の場合、税引後の元利合計

$$100万円+\left\{100万円\times\left(1+\frac{0.05}{2}\right)^{3年\times2}-100万円\right\}\times0.8\fallingdotseq1,127,754円$$

3　利払型と満期一括払型

(1)　利払型

預入期間に定期的に利息が支払われる。利払いごとに課税される。

〈代表的な商品〉

利付国債、貸付信託（収益分配型：半年ごと利払いの場合）など

(2)　満期一括払型

満期時や解約時に一括して利息が支払われる。運用期間中の利息が課税されずに複利で運用されて満期時や解約時に一括して課税される商品が多いが、一部の商品では利払いごとに課税される。満期時に一括して課税される場合は、「税の繰延べ効果」により、他の条件を同じとすると元利合計は大きくなる。

なお、複利で利息が付き、満期時一括払型商品の金利は、年平均利回りで表示するのが一般的である。

〈代表的な商品〉

【利払いごと課税】

貸付信託（収益分配型：半年複利扱いの場合）

【満期時一括課税】

定額貯金、**定期貯金**（２年ものを除く）、**期日指定定期**、スーパー定期預金など

【基本例題】

(1) 約定利率1.5％の期日指定定期預金に100万円を３年間預け入れた。３年後の税引後受取額はいくらか（解答は10円未満切捨て）。復興特別所得税を考慮しない。
(2) 約定利率0.9％の定期貯金４年物に200万円預け入れた。満期時の税引後受取額はいくらか（解答は10円未満切捨て）。復興特別所得税を考慮しない。

【解答】

(1) 期日指定定期預金は１年複利の固定金利商品で、満期時に一括して課税される。

$100万円＋\{100万円\times(1+0.015)^{3年}-100万\}\times0.8=1,036,542.7$

→<u>1,036,540円</u>

(2) 定期貯金４年物は半年複利の固定金利商品で、満期時に一括して課税される。

$200万円＋\{200万円\times(1+\frac{0.009}{2})^{4年\times2}-200万\}\times0.8=2,058,515.4\cdots$

→<u>2,058,510円</u>

（参考）

(1)と(2)は簡易に計算すると前ページの通りであるが、厳密には下記のように所得税と住民税に分けて計算する。復興特別所得税を考慮しない。

(1)

・税引前利息　100万円×（１＋0.015）^{3年}－100万円
＝45,678.3円　→45,678円（円未満切捨て）

・所　得　税　45,678円×15％＝6,851.7　→6,851円

・住　民　税　45,678円×5％＝2,283.9　→2,283円

・税引後利息　45,678円－（6,851円＋2,283円）＝36,544円

・税引後受取額　100万円＋36,544円
＝1,036,544　→1,036,540円（10円未満切捨て）

(2)

・税引前利息　200万円×（１＋$\frac{0.009}{2}$）$^{4年\times2}$－200万円
＝73,144.26…円　→ 73,144円（円未満切捨て）

・所　得　税　73,144円×15％＝10,971.6　→10,971円

・住　民　税　73,144円×5％＝3,657.2　→3,657円

・税引後利息　73,144円－（10,971円＋3,657円）＝58,516円

・税引後受取額　200万円＋58,516円
＝2,058,516　→2,058,510円（10円未満切捨て）

4　利率と利回り

(1) 利率とは

元本に対する１年あたりの利息の割合。

(2) 利回り（年平均利回り）とは

ある一定期間で得られる利息などの収益合計を１年あたりではいくらになるかを計算し、それを預入れ当初の元本で割って計算をしたもの。一般に、利回りとは**年平均利回り**のことをいう。

$$\text{年平均利回り（\%）} = \frac{\text{収益の合計} \div \text{預入年数}}{\text{元本}} \times 100$$

（例）100万円を年利率５％の固定金利商品（１年複利）に３年間預け入れた場合の年平均利回りはいくらか（税金は考慮しない。小数点第３位四捨五入）。

・３年後の元利合計＝100万円×（１＋0.05）^{3年}＝1,157,625円

・年平均利回り＝$\frac{(1,157,625\text{円} - 100\text{万円}) \div 3\text{年}}{100\text{万円}}$×100＝5.2541…　→5.25％

Theme２　利子と税金

1　利子と税金

預貯金の利子は、利子所得として、非課税制度の適用を受けるもの以外は**20%（所得税15%、住民税５%）の税率で源泉徴収される源泉分離課税**が適用され、課税関係は完了する。

2　金融類似商品の利息や差益にかかる税金

金融類似商品とは、預金でも貯金でもないが、預貯金と同じように利用されている商品のことをいう。

金融類似商品の利息や差益などは、所得税法上、利子所得とはならないが、利子所得と同じく原則として20%の源泉分離課税が適用されて課税関係が完了する。

なお、金融類似商品はマル優制度の対象にはならない。

区　　分	課税方法
定期積金、相互掛金の**給付補てん金**	**20%の源泉分離課税**
抵当証券の利息	20%の源泉分離課税
一時払養老保険等の満期返戻金と支払保険料との差益	20%の源泉分離課税 （期間５年を超える保険は一時所得として総合課税の対象）
外貨定期預金の為替差益（先物予約付きのもの）	20%の源泉分離課税
懸賞金付預貯金等の懸賞金品	**20%の源泉分離課税**

Theme３　銀行の商品（ゆうちょ銀行以外）★★★

1　普通預金（総合口座）

特　　徴	いつでも預入れ、引出しができる一般的な預金。公共料金・クレジット代金等の自動支払や給与・年金等の自動受取の**決済口座として利用できる。**
預入金額	１円以上１円単位
金　　利	**変動金利**
利　払　い	日割計算で利息がつき、半年ごとに元金に組み入れられる。
類似商品	通常貯金（ゆうちょ銀行）

《総合口座の自動融資》 ☜ 頻出！

総合口座とは、普通預金に定期預金等あるいは公共債（国債、政府保証債、地方債）がセットされているもの。

普通預金の残高を超えてお金が必要な時には、セットされた定期預金や公共債を担保にして自動融資（当座貸越）を受けることができる。なお、セットされた定期預金が２つ以上ある場合は、**適用利率が低いものから優先して担保**となる。

返済は、普通預金口座に入金することで自動的に行われる。自動融資について、一般的な仕組みは次のとおり。

	定期性預金を担保にした自動融資	公共債を担保にした自動融資
融資限度	最高**200万円**	最高200万円
担保となる商品と担保価値	定期預金等：残高の**90%**	利付国債・地方債・政府保証債：額面金額の80%
貸付利率	担保となる定期預金等の約定利率＋**0.5%**	融資利率は店頭掲示の金利

【基本例題】

同一金融機関内に下記の定期預金を保有し、定期預金を担保に自動融資を150万円利用した場合、担保になる定期預金と貸付利率の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、保有している定期預金は、これまですべて自動融資の担保になっていないものとする。

期日指定定期預金	200万円	適用利率0.16％
スーパー定期５年物	300万円	適用利率0.21％
変動金利定期預金３年物	500万円	適用利率0.10％
大口定期預金２年物	1,100万円	適用利率0.18％

１．担保＝期日指定定期預金　　貸付利率＝0.41％
２．担保＝スーパー定期５年物　　貸付利率＝0.71％
３．担保＝変動金利定期預金３年物　　貸付利率＝0.60％
４．担保＝大口定期預金２年物　　貸付利率＝0.68％

【解答】３

同一金融機関内に、担保となる定期預金が複数あるときに自動融資を受ける場合は、適用利率の低い定期預金から優先的に担保となる。自動融資の貸付利率は、担保となる定期預金の約定利率＋0.5％である。

担保となるのは、変動金利定期預金３年物で、貸付利率は0.10％＋0.50％＝0.60％である。

2　当座預金

特　　徴	主として小切手や手形の支払資金となる無利息の預金。主に企業が営業資金の決済口座として利用し、引出しには小切手等を使用する。
預入金額	１円単位
金　　利	金利はつかない。

3　納税準備預金

特　　徴	納税用の資金を預け入れる預金。利息は非課税。 **納税以外の目的で引き出した場合は、課税扱いとなる。**
金　　利	変動金利

4　スーパー定期預金　☜ 頻出！

特　　徴	銀行の定期預金の代表的な商品。預入金額300万円未満（スーパー定期）と300万円以上（スーパー定期300）に分けて金利格差を付けるのが一般的。
預入金額	１円以上１円単位（スーパー定期300は300万円以上１円単位）
預入期間	１ヵ月以上10年以下が一般的 ①１ヵ月、１年、５年、10年といった定型方式と、②**１ヵ月超10年未満の範囲内において自由に１日単位で満期日を指定する満期日指定方式がある。**預入時に申し込んでおけば、**定型方式は自動継続扱いできる**が、一般に、**満期日指定方式は自動継続扱いを利用することができない**。自動継続には、元金と利息をまとめて継続する「**元利自動継続**」と、利息部分を受け取り元金だけを継続する「**元金自動継続**」がある。
金　　利	**固定金利** ・預入期間**３年未満…単利型のみ** ・預入期間**３年以上…単利型と半年複利型の選択** ただし、**半年複利型**を選択できるのは**個人のみ**
利　払　い	・半年複利型と２年未満の単利型は満期一括払型 **・２年以上の単利型は１年ごとの預入応当日に中間利払いがある。**
中途解約	いつでも解約できるが中途解約利率が適用される。
類似商品	定期貯金（ゆうちょ銀行）

5　大口定期預金

特　　徴	預入金額**1,000万円以上**の自由金利型の定期預金。 マル優の利用不可。
預入金額	1,000万円以上１円単位
預入期間	１ヵ月以上10年以下が一般的 １ヵ月、１年、５年、10年といった定型方式と、**１ヵ月超10年未満の範囲内において自由に１日単位で満期日を指定する満期日指定方式がある。**
金　　利	**固定金利、単利型のみ**（複利型はない） ・店頭表示金利を基準として決定される。一般に**スーパー定期預金に比べ金利が高く設定**されている。
利　払　い	預入期間**２年以上**のものは、**１年ごとの応当日に中間利払い**がある。
中途解約	いつでも解約できるが中途解約利率が適用される。（一部解約不可）

6　期日指定定期預金

特　　徴	**満期日の１ヵ月**以上前に通知をすることで、据置期間（一般に１年である）経過後から最長預入期日までの任意の日を満期として指定することができる。
預入金額	１円以上１円単位が一般的
預入期間	１年以上３年以内が一般的
金　　利	**固定金利、１年複利のみ** ・預入期間によって適用金利が異なり、預入期間に応じた金利が預入時にさかのぼって適用される。
利　払　い	**満期一括払型**のみ。中間利払いはない。
中途解約	**１年間据え置**けば、満期日の１ヵ月以上前に満期日を指定することで、ペナルティなしで解約できる。**一部解約可能**（一般に**１万円以上**で１円単位）

7　変動金利定期預金

特　　徴	一般的に預入後**６ヵ月ごと**に適用金利が変更される**変動金利**型の定期預金。
預入金額	１円以上１円単位が一般的
預入期間	１年から３年の定型方式と、１年超３年未満の期日指定方式
金　　利	**変動金利**（一般的に預入後６ヵ月ごとに適用利率を見直し） ・預入期間**３年未満…単利型のみ** ・預入期間**３年以上…単利型と半年複利型の選択** ただし、**半年複利型**を選択できるのは**個人のみ**
利　払　い	・半年複利型は満期一括払型 ・単利型は６ヵ月ごとに中間利払いがある。
中途解約	いつでも解約できるが中途解約利率が適用される。

8　貯蓄預金

特　　徴	個人に限定。一般に、**決済口座として利用できない**。
預入金額	１円以上１円単位が一般的
預入期間	特に定めはない
金　　利	毎日の最終残高により金額階層別の店頭表示金利を適用
類似商品	通常貯蓄貯金（ゆうちょ銀行）

Theme 4　ゆうちょ銀行の商品（郵便局）　★★★

郵政民営化後の貯金の預入先は、(株)ゆうちょ銀行で、預入限度額は、民営化前に預け入れたものと、**ゆうちょ銀行に預け入れたものを合わせて１人元本1,300万円まで**である。**確定拠出年金を利用した積立金額も、1,300万円の枠に含まれる。ただし、財形貯蓄は一般財形定額貯金・財形住宅定額貯金・財形年金定額貯金を合計して550万円まで別枠で預入れできる。**

1　通常貯金（総合口座）

特　　徴	全国どこの郵便局でも自由に預入れ、引出しができる。銀行等の普通預金と同じく、公共料金・クレジット代金等の自動支払や給与・年金等の自動受取の**決済口座として利用できる。**
預入金額	１円以上１円単位
金　　利	**変動金利**
利　払　い	日割計算で利息がつき、半年ごとに元本に組み入れられる。
類似商品	普通預金

《総合口座の自動貸付》

通常貯金に定額貯金（担保定額貯金）や定期貯金（担保定期貯金）をセットすると、通常貯金の残高が不足した場合、それらの貯金を担保として自動貸付（貯金担保貸付）が受けられる。担保定額貯金・担保定期貯金が２つ以上ある場合は、「貸付期間が最も長いもの」「貸付利率が最も低いもの」の順に貸付けが行われる。返済は、通常貯金口座に入金することで自動的に行われる。

ゆうちょ銀行および郵便局の貯金窓口で購入した利付国債及び個人向け国債を担保として、別枠で貸付けも受けられる（国債等担保貸付）

	貯金担保貸付	国債等担保貸付
貸付限度	最高**300万円**	最高**200万円**
担保価値	定期性貯金の残高の**90%**	利付国債等の額面金額の**80%**
貸付利率	担保定額貯金 ：**返済時**の約定利率＋**0.25%** 担保定期貯金 ：預入時の約定利率＋**0.5%**	貸付時の１年物定期貯金の約定利率＋**1.70%**
貸付期間	最長２年	最長１年

2　通常貯蓄貯金

特　　徴	基準残高以上の残高を保っていれば、通常貯金よりも高い金利が適用される（市場金利等の状況によっては、通常貯金と同一金利になる場合がある）。預入れ・引出しは自由にできるが、公共料金・クレジット代金等の自動支払や給与・年金等の自動受取の**決済口座として利用はできない。**
基準残高	**10万円**
預入金額	１円以上１円単位
金　　利	**変動金利**
利　払　い	日割計算で利息がつき、半年ごとに元本に組み入れられる。
引　出　し	引出し回数に制限はない。
類似商品	貯蓄預金

3　定期貯金

特　　徴	銀行のスーパー定期預金と類似した定期性貯金。
預入金額	1,000円以上1,000円単位
預入期間	1ヵ月、３ヵ月、６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年
金　　利	固定金利 ・預入期間**３年未満…単利型のみ** ・預入期間**３年以上…半年複利型のみ**
利　払　い	満期一括払型 ・ただし、２年ものだけは１年目の応当日に中間利払いがある。
中途解約	いつでも解約できるが預入期間内払戻金利が適用される。
自動継続	自動継続には、次の２つの方法があり、いずれかを選ぶことができる。なお、自動継続後の定期貯金の金利は、**自動継続時の店頭表示金利が適用**される。 **①　元利金継続** 元金に利子を加えて新たな定期貯金に自動的に預入れする方法 **②　元金継続** 元金を新たな定期貯金に自動的に預入れし、利子は預金者が指定する通常貯金に自動的に預入れする方法
類似商品	スーパー定期預金（定期貯金に**満期日指定方式はない**）

4　定額貯金

特　　徴	６ヵ月の据置期間経過後はいつでもペナルティなしで引出し可能で、最長10年預けておくことができる。ゆうちょ銀行の主力商品。
預入金額	**1,000円以上1,000円単位** **１口**の預入金額は1,000円、5,000円、１万円、５万円、10万円、50万円、100万円、300万円の**８種類** **※　口数単位での払戻しができる。**
預入期間	**６ヵ月以降自由満期、最長10年**
金　　利	**固定金利、半年複利型** **・預入後３年までは、６ヵ月ごとの段階金利**（６段階）となっており、預入期間に応じた金利が預入時に遡って適用され、長く預けるほど金利は高くなる。
利　払　い	満期一括払型
中途解約	**６ヵ月間据置けばいつでもペナルティなしで解約**できる。６ヵ月未満の解約は通常貯金の利率以下の据置期間内払戻金利が適用される。
10年経過後の取　扱　い	預入日から起算して10年経過後は通常貯金の金利が適用になり、年１回、３月31日を区切って４月１日に元金に利子を組み入れる。

5　ニュー福祉定期貯金

特　　徴	遺族年金や障害年金などの受給者のための金利優遇の１年定期貯金。
対　象　者	遺族基礎年金、遺族厚生年金、寡婦年金、障害基礎年金、障害厚生年金、児童扶養手当等の受給者
預入金額	1,000円以上1,000円単位 対象者１人につき**300万円**まで **※　預入限度額1,300万円の枠内での利用となる。**
預入期間	**１年** ※　預入期間経過後は通常貯金となる。
金　　利	預入期間１年の定期貯金の利率**＋0.10%**
中途解約	いつでも解約できるが預入期間内払戻金利が適用される。

Theme５　信託銀行の商品（金銭信託）★

金銭信託とは、金銭を信託財産として信託銀行に預け、その金銭が有価証券や企業への貸付等で運用され、その収益（配当）と元本を受け取る仕組みである。そのうち、個人向け金融商品として一般的なものは「合同運用指定金銭信託」と呼ばれるもので、その中でも、貸付信託法に基づいて主に企業向けの貸付で運用する商品を「貸付信託」という。かつては、信託銀行の主力商品といえば貸付信託であったが、現在は新規募集している信託銀行がない。

金銭信託は、**実績配当が原則**であるが、実際には予定配当率が示され、その通りの配当が支払われる。予定配当率は市場金利に応じて変動するため、**変動金利商品**といえる。

《合同運用指定金銭信託の分類》

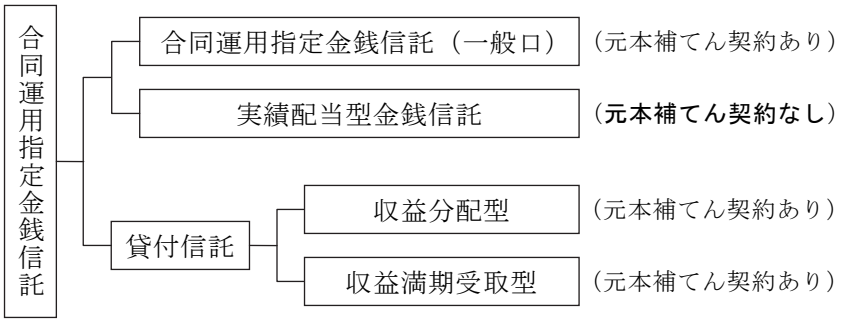

※　元本補てん契約

運用が思わしくなく元本を割った場合に元本の損失を補てんする契約のことで、信託銀行の元本保証があること。元本補てん契約がある金銭信託は、預金保険制度の対象金融商品として保護されているが、**元本補てん契約のない金銭信託は、預金保険制度の保護の対象ではない**。

1　合同運用指定金銭信託（一般口）

信託方法	＜積立方式＞ 預入れは5,000円以上1円単位で、継続的に積み立て、最終積立日以後２年間の据置期間を置く。 ＜据置方式＞ 当初の信託金を満期時まで据置く。
信託期間	据置方式：**１年以上で満期日自由設定** 積立方式：最後の積立から２年据置必要
予定配当率	変動金利 ・月に２回見直す。 ・既に預けている分は３月26日と９月26日の年２回見直す。
収益金（配当金）	３月、９月に支払われる。 半年ごと利払いと半年複利がある。
中途解約	いつでも換金できるが解約手数料が必要。

2　実績配当型金銭信託　☜ 頻出！

特徴	信託銀行が顧客から受け入れた多数の信託金を約款に指定された運用範囲で合同運用し、その収益を信託金額に応じて分配するという実績配当型の金銭信託。**元本補てん契約は無い**。
信託方法	商品によって異なる
信託期間	３～５年
中途解約	原則として、信託期間中はできないが、やむを得ない事情がある場合には、一定の日に所定の解約調整金を支払って解約することができる。

確認問題１

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

(　　)(1)　総合口座でスーパー定期を担保に自動融資を利用する際に、一般に、スーパー定期預金の約定利率＋0.25%が貸付利率になる。

(　　)(2)　総合口座でスーパー定期預金を担保に自動融資を利用する際に、定期預金が２つ以上ある場合には、低利率の定期預金から優先して担保となる。

(　　)(3)　ゆうちょ銀行の国債等担保貸付では、個人向け国債も担保にすることができる。

(　　)(4)　スーパー定期預金の預入期間３年以上のものには単利型と半年複利型があるが、半年複利型を利用できるのは個人に限られている。

(　　)(5)　大口定期預金は固定金利で、単利型と半年複利型がある。

(　　)(6)　信託銀行などが取り扱う実績配当型金銭信託は、預金保険制度による保護の対象となる。

(　　)(7)　貯蓄預金は、一般に公共料金などの自動支払いの決済口座として利用することはできない。

確認問題２

スーパー定期預金200万円（３ヵ月物）を年利率２％で預け入れた場合、税引後の元利合計はいくらか。なお、復興特別所得税を考慮しないものとする。

確認問題３

ゆうちょ銀行の定期貯金４年物300万円を適用利率0.9%で預け入れた場合、満期時の税引後の受取額はいくらか。なお、計算過程は円未満、解答は10円未満を切り捨てること。なお、復興特別所得税を考慮しないものとする。

確認問題１（解答）

(1)　×　スーパー定期預金の約定利率＋0.50％が貸付利率になる。

(2)　○　正しい記述である。

(3)　○　正しい記述である。

(4)　○　正しい記述である。

(5)　×　大口定期預金は単利型のみである。

(6)　×　元本が保証されていないことから預金保険制度による保護の対象とはならない。

(7)　○　正しい記述である。

確認問題２（解答）

税引後の元利合計

$2,000,000円\times\left(1+0.02\times\frac{3}{12}\times0.8\right)=2,008,000円$

確認問題３（解答）

定期貯金は預入期間３年以上で半年複利計算、税金は満期時一括課税である。

$300万円+\{300万円\times\left(1+\frac{0.009}{2}\right)^{4年\times2}-300万\}\times0.8\fallingdotseq3,087,773円$（円未満切捨て）

→<u>3,087,770円</u>（10円未満切捨て）

Theme １　貯蓄型積立商品　★

1　自動積立定期預金

取扱機関	都市銀行、地方銀行など
積立金額	１回1,000円以上１円単位が一般的。**年６回**まで増額できる。
積立期間	**積立方法は自由**。一般的には、毎年１回の指定日（おまとめ日）にそれまで積み立てた分を１本にまとめ、その時点で最も有利な定期預金を作成する。その後も１年ごとにまとめ直す。このおまとめ口の定期預金の預入期間は特に指定しなければ１年で、元利金自動継続タイプとなる。**個人、法人ともに利用できる。**
積立方法	銀行口座自動振替、随時積立（ＡＴＭからの入金など）可
金利	毎回の積立分はおまとめ日を満期とする独立した定期預金として、それぞれ預けられ、おまとめ日までの期間に応じたスーパー定期預金の金利が適用される。まとめられた定期預金は、その時点で作成可能な定期預金（スーパー定期預金、スーパー定期300、大口定期預金）のなかで最も金利の高い定期預金に切り替えられる。
中途換金	積立口の定期預金、おまとめ口の定期預金をそれぞれ別々に解約可能。また毎回の積立分はそれぞれ独立した定期預金なので、口座を解約せずに必要に応じて本数単位で引出せる。
その他	総合口座に組込み可能で、自動融資が受けられる。

2　定期積金

取扱機関	信用金庫、信用組合、ＪＡ（農協）など
積立金額	月掛け1,000円以上1,000円単位が一般的
積立期間	６ヵ月～60ヵ月（５年）以内が中心。ただし金融機関により取扱期間は異なる
積立方法	口座自動振替、来店扱い、集金扱いの３種類
金利	**固定金利**。契約期間によって金利は異なる
中途換金	**一部解約はできない**。12ヵ月未満の解約では普通預金利率、12ヵ月以上の解約では約定年利回り×0.60（または0.40）といった各金融機関所定の中途解約利率が適用される。
その他	**給付補てん金は雑所得**となるが、**金融類似商品として源泉分離課税扱い**となる。

3　自動積立定額貯金

取扱機関	ゆうちょ銀行
積立金額	1,000円以上1,000円単位
積立期間	**最初の積立日から６年以内** 一般月とボーナス月などの特別月（年６回まで）合わせて最高108回まで積立てられる。一般月と特別月は**別々の積立日にすることができる**。据置期間は預入日から起算して６ヵ月。
積立方法	毎月一定額を積み立てる方法と、上限を定めて通常貯金の残高に応じて一定額の整数倍まで積み立てる方法がある。 一般月の積立のほか年６回までの特別月を指定することができる。
金利	半年複利
中途換金	預入後６ヵ月経過した分についてはペナルティなしで引出し可能。６ヵ月未満の分を解約する場合には所定の据置期間内払戻金利が適用される。

4　自動積立定期貯金

取扱機関	ゆうちょ銀行
積立金額	1,000円以上1,000円単位
積立期間	**最初の積立日から６年以内** 一般月とボーナス月などの特別月（年６回まで）を合わせて最高**108回**まで積立てられる。 預入期間は**３ヵ月、６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年**の中から選択。
積立方法	毎月一定額を積み立てる方法と、上限を定めて通常貯金の残高に応じて一定額の整数倍まで積み立てる方法がある。 一般月の積立のほか年６回までの特別月を指定することができる。
金利	預入期間が３年未満のものは単利、３年以上のものは半年複利
中途換金	いつでも解約できるが、預入期間に応じた定期貯金の預入期間内払戻金利が適用される。

5　満期一括受取型定期貯金

取扱機関	ゆうちょ銀行
積立金額	1,000円以上1,000円単位
積立期間	最初の積立日から１年以上３年以内 **一般月とボーナスなどの特別月（年６回）を合わせて最高54回まで**積立てられる。積立日は同一にする必要がある。 預入期間は積立日から満期一括受取日（積立期間が経過する日）の前日までの期間
積立方法	毎月一定額を積み立てる。 一般月の積立のほか年６回までの特別月を指定することができる。
金利	預入期間が３年未満のものは単利、３年のものは半年複利
中途換金	いつでも解約できるが、預入期間に応じた定期貯金の預入期間内払戻金利が適用される。

6　買物・旅行専用の積立型商品

「百貨店友の会」や「旅行券積立」では、積立が終了するとサービス額（利息相当額）がプラスされた商品券・旅行券を受け取ることができる（**現金で受け取ることはできない**）。**この利息相当額は非課税である**。大手百貨店などが取り扱う商品券積立「百貨店友の会」の利息相当額については、各百貨店が自由に決めることができる。

また、大手百貨店などが取り扱う商品券積立などの割賦販売法に基づく積立は、営業保証金を供託するなどの保全措置を取っているため、百貨店が経営破綻した場合でも、買い物券の合計額のうち２分の１相当額が保全される。

※　毎月積立よりも、一括払いのほうが利回りは高くなる。

Theme２　投資型積立商品　★★★

1　投信積立（積立方式で購入する投資信託（公社債投信、株式投信、外貨建てＭＭＦ））

取扱機関	銀行、証券会社
積立金額	月々1,000円以上が一般的
対象銘柄	各金融機関の選定した銘柄から選択
積立期間	無制限
その他	・**積立商品としての公社債投資信託はいつでも換金できるが、その都度、所定の換金手数料がかかる。** ・**ノーロードタイプの投資信託には、積立においても購入時手数料はかからないが、運用管理費用（信託報酬）はかかる。**

2　株式累積投資制度（るいとう）　☜ 頻出！

取扱機関	証券会社
積立金額	１銘柄につき１回１万円以上1,000円単位が一般的 毎月同一銘柄を購入。１口座で10銘柄まで買付けが可能。
対象銘柄	各証券会社の選定した銘柄から選択 **※　上場投資信託（ＥＴＦ、Ｊ－ＲＥＩＴ）も対象となる。** **※　売買単位が１株単位の銘柄も対象となる。**
積立期間	無期限
積立方法	銀行口座からの自動引落し、ＭＭＦ等からの定期引出し、給与天引き（勤務先が証券会社と契約している場合）など
売却	**単元未満株のままいつでも可能（一部または全部売却ともに可能）**
税金	株式と同様の扱い
その他	・名義人は取扱証券会社となるが、**配当金・株式分割は、株式の持分に応じて配分される。** ・**配当金は、自動的に翌月の買付け代金に充当されるため現金で受け取ることはできない。** ・単元株に達するまでは**議決権は認められない。**

3　純金積立　☜ 頻出！

取扱機関	一部の銀行、貴金属商、ＪＡ、商社、鉱山会社、カード会社、商品取引会社、証券会社など
積立金額	月々3,000円以上1,000円単位が一般的
運用期間	**積立期間は通常１年、期間満了後自動継続**
積立方法	銀行口座からの引落しが一般的
売却	**いつでも時価で売却が可能（一部または全部売却ともに可能）** ※　積み立てた金と金地金や地金型金貨の形で受け取ることもできる。宝飾品との等価交換もできる。
口座管理料 手数料	**売買いずれも手数料が徴収されるのが一般的**。なお、年間管理料・年会費が必要である。
税金	①　売却損益 **譲渡所得として総合課税扱い**（ただし、事業または営利を目的とした継続的な売買の場合は雑所得扱いとなる）。売却までの保有期間によって、長期譲渡所得（５年超保有）と短期譲渡所得（５年以内保有）に区分して総合課税の対象となる。 ②　現物での受取り 純金積立で買い付けた金を金貨や金地金に換えて引き出した場合、**含み益が発生していても課税対象とならない**。 ※　純金の少額受取りは手数料が掛かる場合がある。

（参考）金投資

実物資産としての金は、通貨と比較した場合、インフレや戦争、政情不安、経済情勢の混乱等がおきても価値が大きくは下がりにくいといえる。このことを指して「有事に強い金」といわれることもある。

このようなリスクに備える意味から、分散投資としてポートフォリオの一部に金を組み入れることが考えられる。

(1)　金の国際市場

金は今日では世界のどこでも取引が行われる、国際商品市場における代表的な商品とされ、24時間どこの取引所においても取引ができるようになっている。

主要な取引所としては、金の**現物取引**の中心となっているロンドン市場、金の**先物取引**の中心となっているニューヨーク市場、スイスの３大銀行が中核となって取引が行なわれるチューリッヒ市場、アメリカとヨーロッパとの橋渡し役の位置付けにある香港市場がある。

(2) 金価格の表示

金の国際価格は１トロイオンス（31.1035ｇ：略称ＴＯＺ）当たりの価格が米ドル建てで表示されている。一方、日本国内では１ｇ当たりの価格が円で表示され取引されている。

(3) 金価格の変動要因

金価格が米ドル建てであるため、金投資には、海外の金価格の価格変動リスクだけでなく為替変動リスクもある。円高ドル安は国内金価格の下落要因、円安ドル高は国内金価格の上昇要因となる。

金価格の変動要因には、需給関係、金融動向（金利・株価・為替）、国際政治情勢などがあげられる。

(4) 金商品の種類

①　金地金（きんじがね：ゴールドバー）

100ｇ・500ｇ・１kgといった単位で取引され、品質を保証する刻印が押されている。

②　金　貨

各国政府が発行する地金型金貨は、さまざまな種類があり、少額投資を行うことができる。

③　純金積立

(5) 金投資と税金

①　消費税

購入する時には、購入金額に対して消費税が課税される。反対に、売却した場合には、売却価格に対する消費税を受け取ることができる。

②　売却益と税金

金地金や金貨は譲渡所得扱いとなり、売却までの保有期間によって長期譲渡所得（５年超保有）と短期譲渡所得（５年以内保有）に区分して、総合課税の対象となる。

純金積立は原則譲渡所得として総合課税扱い（ただし、営利を目的とした継続的な売買の場合は雑所得扱い）となるが、等価交換によってほかの商品を購入した場合には、その購入した商品に適用される課税方法となる。

③　保有時

金は実物資産であり保有していても利息はつかないが、不動産のように保有していることで税金（固定資産税など）がかかることはない。